

輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

●輸送の安全の為に講じた措置

- ・全車両へのドライブレコーダー設置済み
- ・ドライブレコーダーを活用した教育を行っております。
- ・定期的な健康診断（生活習慣病検診：対象者）の受診と 65 歳以上の乗務員すべてに心電図、血液検査、眼検査を義務付けており、健康診断の結果に応じて夏に保健師指導を行いました。
- ・デジタコグラフを利用して安全運転の教育を行っております。
- ・ヒヤリハット情報を乗務員より収集し共有しております。
- ・年 2 回外部より講師を招き、運転にかかわる幅広い講習会を実施しました。
- ・車両火災を想定した、緊急時避難訓練（お客様の誘導と非常口の開け方と使用方法）及び消火訓練（消化器の使用方法和消化作業）を実施しました。
- ・一般診断、適齢診断を法令よりも厳しい社内規則を設け、診断結果を元に教育、指導を全員に行っております。

●講じようとする措置

①健康管理について

- ・定期的な健康診断および保健師指導を行い、健康状態の把握と管理、指導を行ってまいります。
- ・適正診断において睡眠時無呼吸症候群（SAS）の疑いがある乗務員を対象に SAS 検査を実施します。

②運転者の研修について

- ・定期的な適正診断の受診と診断結果に基づく教育と指導を行ってまいります。
- ・ヒヤリハット及び事故情報の収集強化を行い、日頃から安全への意識を高めてまいります。

③点呼について

- ・疲労、疾病、睡眠状況の確認の確実な実施
- ・アルコール検出者ゼロ
- ・夜間外においても、中間連絡を実施

④外部機関での実技研修について

- ・自動車安全運転センター等での運転技術の取得とリーダー、サブリーダーの指導育成と技術向上に努めてまいります。